

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

**諮問第 271 号の答申
労働力調査の改正について**

総務省は、労働力調査（指定統計第 30 号を作成するための調査）について、失業者や非労働力人口に関するデータの充実を図るとともに、調査の効率的実施を図る観点から、別途統計報告の徴集として年 2 回実施していた労働力調査特別調査を統合し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査の体系

今回の改正計画では、「統計行政の新中・長期構想」における指摘を踏まえ、労働力調査に労働力調査特別調査を統合して、基礎調査票と特定調査票の 2 種類の調査票を設け、基礎調査票については、4 万世帯を対象に毎月実施、公表し、また、特定調査票については、そのうち 4 分の 1 の世帯を対象に毎月実施し、その結果は基礎調査票の結果と合わせて集計し、四半期ごとに公表する計画である。

これについては、就業・不就業に関する基礎的データに合わせて詳細なデータを把握することにより、就業者、失業者、非労働力人口等に係るデータの充実と労働統計体系の整備を図るものであることから、妥当と認められる。また、特定調査票に係る 1 年間についての報告者負担は、現行の労働力調査特別調査に比べ若干増加することとなるものの、雇用失業対策の立案に不可欠な就業・不就業に関するデータが充実されるとともに、調査の統合により効率化も図られていることから、やむを得ないものと認められる。

なお、今回の改正により、本調査は、動向調査として、就業・不就業に関する基礎的データ及び詳細なデータを経常的に提供するという役割を有するものとなる。また、就業・不就業の状況を的確にとらえるためには、動向調査としての本調査によるデータに加え、不完全就業や複数就業等の就業・不就業状態を深く掘り下げた詳細な構造データや都道府県別データが必要とされる。このため、構造調査としての就業構造基本調査においては、次回調査の計画策定に当たり、この

ようなデータニーズとともに、労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方についての見直しを行う必要があるとする「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえた検討を行う必要がある。

(2) 特定調査票に係る標本設計

特定調査票については、2年間にわたって2か月ずつ調査する基礎調査票の対象世帯のうちから最終月に当たる2年目2か月目の世帯を対象とすることとしている。

これについては、世帯の協力を得て調査の円滑な実施を図るためのものであり、さらに特定調査票の対象となる世帯の抽出については、目標とする精度が確保されていることから、妥当と認められる。

(3) 調査票及び調査方法

今回の改正計画では、基礎調査票と特定調査票という2種類の調査票を設け、特定調査票は、基礎調査票の対象世帯のうち2年目2か月目の調査を受ける4分の1の世帯に配布することとしている。また、基礎調査票はB4判、特定調査票はB5判と異なる大きさとしている。

これらについては、調査への協力を得て円滑な実施を図るとともに、大きさの異なる調査票は、調査票の誤配布を防止するためのものでもあり、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、今回新たに特定調査票が加わることで、調査対象者にとってみれば、報告者負担は増加することとなるため、追加的に配布される特定調査票については、色分けやデザインの工夫等により、容易に理解でき、記入しやすいレイアウトにすることにより、報告者負担をできるだけ軽減する必要がある。

また、本調査を取り巻く調査環境は年々厳しくなる状況にあるが、調査の実施に際しては、国民に本調査を周知するための多様なメディアを利用した広報活動や調査対象地区に重点を絞った機動的な広報活動を積極的に行うことにより、調査への協力を確保する必要がある。

なお、今回の改正計画では、基礎調査票及び特定調査票による調査への変更を平成14年1月に一括して行うこととしている。

これについては、変更に伴う結果数字への影響も予想されるものの、データニーズに早期に対応するとともに、実査における混乱を回避し円滑な調査を行うためのものであることから、妥当と認められる。

(4) 調査事項

調査事項については、基礎調査票は、従来の労働力調査の調査事項を原則として継承し、特定調査票は、労働力調査特別調査の調査事項のうち、失業者及び非労働力人口について詳細に把握するための事項を中心に取り込んでいる。

これについては、就業・不就業に関する基本的なデータニーズを踏まえつつ、基礎調査票と特定調査票の役割分担を図り、報告者負担の軽減を図っていること、これまでの調査事項との時系列性の確保にも配慮されていることからおおむね妥当と認められる。

しかしながら、基礎調査票の求職理由及び特定調査票の離職理由の選択肢については、これまでの選択肢との時系列性に配慮し、調査対象者が誤って記入する

ことのないよう文言を見直す必要がある。また、特定調査票の就業可能時期の選択肢については、従来の労働力調査特別調査との時系列性に配慮して細分化する必要がある。

(5) 集計及び公表

特定調査票の集計結果については、毎月の調査結果を3か月分平均して、四半期ごとに公表することとしている。

これについては、現下の厳しい雇用情勢の下では、データをできるだけ早期に入手したいという政策立案者側のニーズは強いものの、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータの蓄積がない時点においては、現行の労働力調査結果の精度を前提とする場合、四半期ごとの公表はやむを得ないものと認められる。

また、基礎調査票については、従来の労働力調査から選択肢の変更が行われていることから、統計利用者の利便を向上させるために、従来の調査結果との時系列性の確保ができるような集計表を作成するとともに、結果公表に合わせて改正内容の説明を行う必要がある。

2 今後の課題

今後も厳しい雇用情勢が続くとともに、就業・不就業を巡る状況が一層多様かつ複雑化することが予想される中で、本調査は、雇用失業情勢の分析やこれを踏まえた各種の雇用失業対策等の推進に不可欠なデータを提供する調査として、雇用失業統計の中核をなすものと位置付けられる。また、国民のプライバシー意識の高揚、昼間不在世帯の増加等実査を巡る厳しい環境の中で、本調査には、情勢の変化に対応した的確な実態の把握が求められており、特に失業者や非労働力人口の実態に関する詳細な統計を早期に提供することへのニーズが一段と高まっている。

このようなことから、本調査については、変化する社会経済情勢に対応した不断の見直しが求められており、当面、今回新たに導入される特定調査票による調査結果も踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、次の事項について検討を進める必要がある。その際、毎月勤労統計調査等、事業所を対象とする調査との関連分析の結果等も踏まえる必要がある。

- (1) 特定調査票については、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階で、調査結果の毎月公表の可能性について検討することも含め、調査事項、調査方法等調査全般について所要の検討を行うこと。
- (2) 本調査結果の精度をより一層向上させる観点から、被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いを踏まえ、標本設計、推計方法等について検討を行うための枠組みを設定し、検討すること。
- (3) 特定調査票の新設により、世帯面からみた就業・不就業の状況について、四半期ごとに多角的な分析が可能となることから、新たな指標の開発や特定調査票の属性データの活用による分析等データの多角的・機動的な利用について検討すること。
- (4) 調査票の配布から結果の公表に至る調査の実施過程全般を見直し、情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化について検討すること。